

高齢者の「障害者控除対象者認定書」「おむつ代の医療費控除の証明書」の発行

●障害者控除対象者認定書について

介護保険の要介護認定を受けている方のうち、身体障害者または知的障害者に準ずる者として障害者控除対象者に認定された場合に、障害者控除対象者認定書を発行します。

所得税や市・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

【対象者】65歳以上の要介護認定者で、身体障害者、知的障害者に準ずる方、またはその人を扶養している方※「すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方」は、該当しません。

【控除の区分】①障害者控除(要介護認定結果において、障害高齢者自立度がAまたは認知症高齢者自立度がⅡ)。
②特別障害者控除(要介護認定結果において、障害高齢者自立度がB、Cまたは認知症高齢者自立度がⅢ、Ⅳ、M)。



●おむつ代の医療費控除の証明書について

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市・県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「証明書」を使用することができます。

【対象者】次の条件をすべて満たす場合に「証明書」を発行します。

- ①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方 ※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。
- ②要介護認定時に主治医から提出された意見書で、寝たきり状態(寝たきり度B1～C2)にあり、尿失禁の発生の可能性があることを確認できる方。

●申請手続き

介護長寿課窓口にて、申請書(※申請者印、対象者印必要)に必要な事項を記入のうえ、介護保険被保険者証を添えて申請してください。※認定書および証明書の発行については、申請から1週間程度の期間を要しますのでご了承下さい。

介護(予防)サービスについて

介護保険福祉用具購入

介護(要支援)者が自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、排泄や入浴に用いる、貸与になじまない福祉用具を福祉用具販売の指定を受けた事業者から購入した場合、年間10万円を上限にその費用の7～9割を支給します。

■対象となる福祉用具の種目

- ①腰掛け便座 ②入浴補助用具
- ③自動排泄処理装置の交換可能部品 ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトつり具 ⑥排泄予測支援機器

■対象となる方

要支援または要介護の認定を受けた方

※制度を利用するためには申請が必要です。詳しくはケアマネージャー、福祉用具販売の指定を受けた事業所または介護長寿課へご相談ください。

介護保険住宅改修

要介護(要支援)者が在宅での生活のために住宅改修を行う場合、20万円を上限にその費用の7～9割を支給します。

■対象となる住宅改修の種類

- ①手すりの取付け ②段差の解消
- ③引き戸等への扉の取替え
- ④和式便器から洋式便器への取替え
- ⑤滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ⑥その他

①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

■対象となる方

要支援または要介護の認定を受けた方

※制度を利用するためには事前申請が必要です。詳しくはケアマネージャーまたは介護長寿課へご相談ください。



特別支援教育就学奨励費・就学援助制度のご案内

市では、経済的な理由により就学が困難と認められるご家庭や、市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、または市の教育支援委員会において判定され普通学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助する制度があります。

令和5年度の申請については下記のとおりです。 **※重複しての受給はできません。**

制度名	特別支援教育就学奨励費	就学援助制度
内容	市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、または、市の教育支援委員会において特別支援学校が望ましいと判定されたが、市立小中学校の普通学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助する制度です。	経済的理由によって就学が困難と認められる公立小中学校へ通う児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助する制度です。
対象	①市立小中学校の特別支援学級へ在籍する児童生徒の保護者。 ②市の教育支援委員会において特別支援学校が望ましいと判定されたが、市立小中学校の普通学級に在籍する児童生徒の保護者。	①市内に住所を有し、公立の小中学校に在学している児童生徒の保護者。 ②区域外就学の許可を受け、うるま市立小中学校に在学する児童生徒の保護者。
給付内容	①学用品・通学用品費 ②新入学児童生徒学用品費(または、新入学用品準備金) ③修学旅行費 ④学校給食費 ⑤校外活動費 ※特別支援教育就学奨励費については、実費支給のため①～②の 購入費用が確認できる領収書等の提出が必要 となります。申請を予定されるご家庭は保管をお願いします。(上限あり) ※両制度とも審査を行い、認否の決定を行います。	
申込方法	在学する市立小中学校事務室より申請書類を受け取り、同事務室まで提出してください。	
申込書配布及び提出先	市立小中学校事務室	市立小中学校事務室(区域外、県立中学校は学務課)
申込書配布申込期間	令和5年7月以降	令和5年1月6日(金)～31日(火) ※令和5年度入学の新小学1年生および新中学1年生と県立中学校、区域外就学の児童生徒は令和5年4月10日(月)～28日(金)
提出書類	各学校または学務課までお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。	

学務課 ☎923-2159

申請期限についてのお知らせ 令和4年度 住民税非課税世帯の皆さまへ

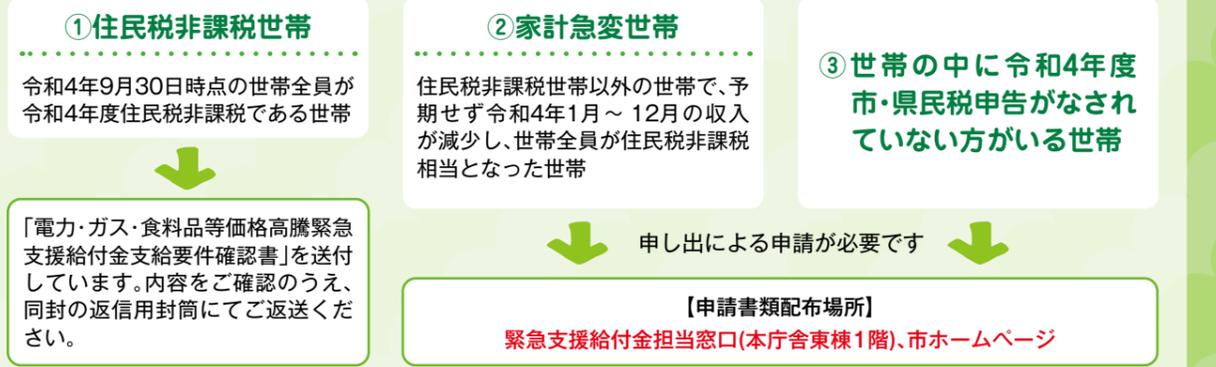
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

給付金 1世帯あたり **5万円**

申請提出期限 令和5年 **1月31日(火)まで**

※期限内に申請がない場合は、**受給を辞退したものとみなされる**のでお気を付けください。

※令和4年度住民税非課税世帯で確認書の提出がまだの世帯、また予期せず収入が減少し世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)で、家計急変世帯として申請がまだの世帯はお早めに手続きを行ってください。



給付金に関するお問合せ

うるま市緊急支援給付金コールセンター ☎ **0120-119-260** (フリーダイヤル)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土日祝日・12/29～1/3を除く)